

外貨定期預金規定

1. (預入金額)

この預金の預入額は、1口当該外貨100通貨単位以上とします。

2. (預金の支払時期)

この預金は、外貨定期預金証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

3. (利息)

(1)この預金の利息は、外貨定期預金証書記載の期間および利率によって計算します。満期日以後の利息は、満期日から解約日または書換継続日の前日までの期間について、解約日または書換継続日の当該外貨普通預金利率によって計算します。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について、解約日の当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3)この預金の付利単位は預金の表示外貨10通貨単位とします。

4. (相場・手数料)

(1)この預金の払い戻しに際し、外貨定期預金証書記載と異なる幣種にて支払う場合には、当金庫所定の方法により表示する為替相場により換算します。

(2)外貨定期預金証書記載の幣種により支払う場合には、別にお知らせした手数料を頂きます。

5. (外国通貨現金による払い戻し)

取扱いできません。

6. (為替予約)

この預金を期日解約する場合に適用する為替相場を確定するため為替予約を締結するときは、別に定める外国為替取引約定書によります。

7. (印鑑照合等)

この証書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認められたほか、払戻請求者が預金払戻しの権限を有しないと判断される特段の事情がないと当金庫が過失なく判断して行った払戻しは有効な払戻しとします。

8. (届出事項の変更等)

(1)この証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面により取引店に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことにより生じた損害について、当金庫は責任を負いません。

(2)この証書や印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または証書の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

(3)証書を再発行(汚染等による再発行を含みます。)する場合には、当金庫所定の手数料を頂きます。

9. (譲渡・質入れ等の禁止)

(1)この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利及び証書は、譲渡・質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2)当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

10.(反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第 11 条第 4 項第 1 号、第 2 号AからFおよび第 3 号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 11 条第 4 項第 1 号、第 2 号AからFまたは第 3 号AからEの一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

11.(解約、書換等)

(1)この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2)この預金を解約または書換継続するときは、証書裏面の受取欄に届け出の印章により記名押印して提出してください。

(3)次の各号に一にでも該当した場合には当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合。
- ② この預金の預金者が第 9 条第1項に違反した場合。
- ③ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合。
- ④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が預金口座の解約が必要と判断した場合
- ⑤ 第 1 号から第 4 号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認に応じない場合

(4)前項のほか、次の各号に一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(5)前第 3 項から第 4 項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、当金庫に申出てください。この場合当金庫は相当の期間を置き、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

12. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

13. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合にも、同様にお届け下さい。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

14. (適用法令)

この預金には、上記規定のほか外国為替に関する法令が適用されます。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更できるものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、当金庫ホームページ、その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当の期間を経過した日から適用されるものとします。

以上